

小児マル福をお持ちの方へ

茨城県による小児医療福祉費支給制度（マル福）の改正により、10月1日(出)から番号が変更になる方がいます。

それに伴い、該当になる方には9月下旬に新しい医療費受給者証が届きますので、ご確認ください。

◎新しい受給者証が届くのは次のような方です

現在使用しているマル福（医療福祉費受給者証）の公費負担者番号の最初の数字2字が「90」となっている方の中で、今回の制度改正に伴い「84」に変更になる方が対象です。

対象の方には、10月1日(出)から使用できる受給者証を送付いたします。新しい受給者証が届いた方は、お手元の受給者証と

差し替えてご利用ください。※改めて手続きをする必要はありません。

難病患者福祉手当をご存じですか？

難病患者福祉手当は、原因不明で治療方法が確立されていない難病疾病患者の方の、心身の安定と福祉の増進を図る目的のため支給するものです。

次の支給要件に該当する方で、まだ申請しない方は早めに手続きをしてください。この手当は、申請に基づき支給されます。

皆さんがお持ちの古文書に防虫処理をしませんか？

結城三百石記念館において、収蔵庫内文書の燻蒸作業を実施します。これは燻蒸ガスを使用して、文書を食べる虫を駆除し、文書資料などを長く保存しようとするものです。

皆さんがお持ちの古文書も一緒に燻蒸できます。また、虫食いになった文書もこれ以降の進行を防ぐことができます。ぜひこの機会にご利用ください。

■受付期間：9月12日(月)～23日(金)

■燻蒸実施期間：10月3日(月)～10月7日(金)

■申し込み・ご利用方法

受付期間中に電話で生涯学習課までお申し込みください。

問 教育委員会生涯学習課 ☎58 - 2111 (内線7304)

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58 - 2111 (内線4405)

※すでに支給決定を受けている方は申請不要です。

▼支給要件：茨城県（保健所）発行の「指定難病特定医療費受給者証」を所持していて、市内に住民登録があること。

▼支給額：年額1万円。

ただし、支給対象月数が10カ月未満の場合は、支給対象月数×1000円。

※申請した月の翌月から支給対象となります。

※手当は毎年3月に当該年度分を一括支給（口座振込）します。

▼申請場所：伊奈庁舎社会福祉課窓口

▼必要書類

- ① 指定難病特定医療費受給者証
- ② 本人名義の預金通帳など口座番号の分かるもの
- ③ 印鑑

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎58 - 2111 (内線4101)

平成29年度に小学校へ入学する児童の保護者の方へ 就学時健康診断のお知らせ

平成29年4月に小学校へ入学する児童の就学時健康診断を、左表のとおり実施します。

健康診断通知書（はがき）に記載された小学校において必ず受診してください。健康診断通知書は、9月下旬までにご自宅へ郵送します。

都合が悪い場合には、事前に学校教育課へご連絡をお願いします。

※9月1日(休)以降に転入した方は、学校教育課へご連絡をお願いします。

問 教育委員会学校教育課 ☎58 - 2111 (内線7105・7107)

学校名	実施日	受付時間
福岡小学校	10月6日(木)	午後1時30分～1時50分
十和小学校	10月13日(木)	午後1時40分～1時50分
谷原小学校	10月13日(木)	午後1時～1時20分
谷井田小学校	10月14日(金)	午後1時～1時20分
三島小学校	10月18日(火)	午後1時～1時20分
板橋小学校	10月19日(水)	午後0時50分～1時10分
陽光台小学校	10月20日(木)	午後0時40分～1時15分
東小学校	10月21日(金)	午後1時10分～1時25分
小張小学校	10月25日(火)	午後1時～1時15分
小絹小学校	10月27日(木)	午後0時50分～1時10分
豊小学校	11月10日(木)	午後1時～1時20分